

## 清代社會經濟史研究

重田 徳著

昭和五十年十月 東京 岩  
波書店 A5判 四〇二頁

本書は、七三年秋に亡くなられた重田徳氏の諸論文が、小山正明氏らの努力によって、編集・発行されたものである。

既に本書については、藤岡次郎氏の書評（『史學雜誌』八五—四、一九七六年）がある外、収録された論文については、何人かの先學の検討が發表されている。とりわけ森正夫氏は、最近『歴史評論』誌上に發表された論考において、「日本の明清時代史研究における郷紳論について」(一)、(二)、(三)、三〇八、三一二、三二四號、一九七五—七六年)、重田氏が到達された最終的な問題關心の對象であり、従って、本書の核心である郷紳支配について、重田氏の論理に即した批判・検討を展開されている。

著者重田徳氏は、一九七〇年度、京都大學文學部の招きに應じ、「明清社會の基礎構成」の題目で講義を行なわれた。四時から五時四〇分までという豫定時間が終り、あたりがすっかり暗くなっても、情熱的で力のこもった講義が續いたことが忘れられない。藤岡氏や森氏等の研究に重ね、書評を試みるのは、追悼の意をこめつつ、道半ばにして倒れた氏の志の方向を自分なりに整理し、氏の方法と情熱を、いささかでも受け継ががためである。

重田氏の諸論文は、編集者によって、以下の五つの部分に手際よく分類されている。

## 第一章 清初の地主制

## 第二章 國家權力と農民

## 第三章 郷紳支配の成立と構造

## 第四章 清末の産業構造

## 附論 中國封建制論の批判的検討

各章各節の内容は、藤岡氏の書評で紹介されている。ここでは重ねて紹介することを避け、重田氏の問題關心と理論の、發展の筋道を追いかける。そのため、いささか恣意的な三つの時期區分を試みつつ、おおむね執筆の順に整理することを許された。

「第一期」は、資本主義的生産關係の發生への問題關心から、商品生産と商品流通に検討が注がれた時期、續いて、商品生産と小經營の順調な發展の困難性の認識から、阻げるものとしての地主制へ、問題關心が發展していった時期である。それらは本書の第四章と第一章に收められており、六〇年代初期までに執筆されている。

第四章の一・二節において、清末の湖南における製茶業の發展が検討される。そこでは外國貿易の發展が茶業農家に一定の富裕化をもたらし(二五九頁以下)、部分的にはマニユファクチュア經營も出現させ(二七五頁以下)たことが認められる。しかし、國家權力のあらゆる搾取、前期的商業資本、その基礎としての茶樹栽培農民——山戸の零細過小農的性格等により、「佃戸層を主體とする山戸」と、前期的商業資本の一つの實現形態である茶行・茶莊とのいずれもが「範疇的には自らを止揚し得なかつた」とする。又、第一章一節では、江南デルタ地帯における商品生産の發展により、早期的に商

品化させられた湖南米の市場を分析し、それが佃戸層の自給破壊を一つの基礎とする地主市場であったことが主張される。ここで注目しておきたいのは、この段階にあって、氏においては、清代農村社會分析の際、地主佃戸關係は自明の前提となっていることである。

小經營は直接佃戸經營に結びつけられている。例えば湖南茶の研究において、「われわれの使用しうる史料は極めて屢々『山民』というふうな曖昧に一括しているだけで、それから先の分析の意欲を示していないのである。ただ、にも拘わらず、われわれは直接の證左にもとづいてではなく、一定の推論にしたがって、それが窮極的には、いわゆる佃戸層を中心とする零細農民であったと考えたい。」

(二四八頁)とのべられている。又、湖南米市場に關する研究では、注において、「なお、本稿の立論においては自作農の存在と役割が意識的に捨象されているが、それは過程的な作業を志した本稿のたてまえからいって、より機軸的な關係と考えられる地主―佃戸關係にまずスポットをあてたためである。」(六六頁)と述べられているものは、資料的には「佃戸」の用例のないままに、小農は佃戸と、「直接生産者の市場としてでなく、納税負擔者の市場(即ち地主市場)」(一三頁)とあるように土地所有者は地主と、それぞれ直結させられている。しかし、市場を一つの歴史像として結實させ、それを地主市場と性格規定するためには、自作農の存在は、本来「捨象」し得ないはずであった。

「第二期」は、地主制の國家論的把握の開始期である。本書第二章に收められた諸論文に當り、時期的には、六八年ごろまでに對應する。當時の明清史研究では、資本主義萌芽の研究に代り、賦役制度史研究が次第に中心を占めるようになっていた。氏はこの成果を

ふまえ、地丁銀制の成立が、古代國家の個人身支配原理の集約物であった丁ごとの役課派を廢したことを以て、國家による佃戸支配の放棄、地主の佃戸支配の體制的承認とされ、ここに中國のないしアジア的な封建國家が成立したとされる。この時期において、「第一期」で自明の前提であった地主制は、清代の一定の時點で國家權力に收束されるべきもの、その意味で未だ成熟途上にある生産關係となり、專制國家の廣範な基礎であった自作農民が、地主―佃戸關係とともに、氏の視野の中に組み込まれ始める。

「第三期」は自作農まで組み込んだ中國封建國家論の提起される段階であり、本書第三章に收められた二論文がその具體化である。ここでは「第二期」に展開された地主國家論が發展させられ、「單なる地主支配の枠をこえた範疇であり、經濟的・經濟外的關係を通じ、とりわけ國家權力との不即不離の關係を媒介として、單に佃戸に對する支配のみに止まらず、自作農を中心とする他の諸階層に對しても、いわば『土地所有に基かぬ支配』を完結する當該社會の基礎單位」としての「郷紳支配」概念が導入される。それによって、地丁銀制成立―國家の人身支配放棄―地主國家の成立、という、單線的な「第二期」の封建國家論に構造的な深化が加えられる。

氏によると、郷紳とは單純に城居地主等に結びつけられるべきものではなく、郷紳支配の社會的實體は地主制そのものである。しかしそれは自らの持つ優免特權を軸に、國家の收奪によって没落の危機に瀕していた自作農・在村地主層を自らの支配關係の中にとり込み、私的封建的關係を形成する。それは、土地の強買や高利貸を行ない、稅糧を私し、あるいは裁判權を行使し、自ら告示を出し、私的な暴力裝置としての僮僕群を持ち、郷曲に武斷するなど、

私的に實現した封建權力を志向する。しかし、佃戸の階級的成長と、地主の在地性の喪失に規定されて、郷紳支配は新たな權力體系を必要とする。こうした矛盾を背景に、地丁銀體制の成立によって、郷紳支配は、集權的國家權力の内に止揚される。即ち、國家の佃戸に對する個人身支配が放棄され、地主の佃戸支配が合法化され、同時に僮僕にみられる地主の私的な經濟外強制の裝置は、國家權力に吸收代位される。ここに、傳統的な王朝支配の體系を繼承しつつ、地主の階級支配のための權力機構として、清朝が立ち現われなくてはならない。

以上重田氏の研究の足どりを、私なりに整理した。まず氣付くのは、本書に收められた氏の諸論文が、戦後日本における明清時代史研究の、一つのすぐれた縮圖となつてゐる點である。資本主義萌芽論争への参加、中國近代社會における、ブルジョアの要素發展の困難性への認識、その中から生まれた比較史的方法に對する反省、中國社會の構造論への傾斜といった、明清時代史研究の基本方向は、「歴史を人間の営みの共通性において理解する、人類の歴史を貫ぬく共通の發展法則を解明しようとする」「世界史の思想」への志向と寄與（三六九頁）をめざした重田氏の研究の内にも表現されている。

しかしながら氏の研究は、勿論、日本の明清史研究と、單純に平行的に進んだわけではない。アジア社會停滞論批判、「土豪劣紳」の歴史的研究、所謂近代化論に對する批判等、新らしく展開される課題を問題意識の基底にはらみつつ、氏の研究では「第一期」から「第三期」までに特徴づけたように、常に先行する時期の研究で殘された問題が、次の時期の研究では、より理論化の範圍が擴大され

ることにより、解決に向つてゐる。「第一期」から「第三期」に至る主要な展開は、「國家」概念の導入であり、地主佃戸關係に一元化されない、自作農も含めた、より多様な經濟關係の理論化であつたことは、すでに見たとおりである。こうした氏の研究の展開過程は、氏の「封建」中國社會に對する、理論的組み立ての緻密さを示すと同時に、自己の研究に對する、氏の點檢の鋭さをも示すのであろう。

以上でみた重田氏の研究の展開經過に即しても明らかのように、氏の論點の集約的提起は、本書第三章に收められた、郷紳支配論を基軸とする、封建國家論にあると言えよう。問題整理を、ここから始めたい。

重田氏の最大の理論的提起は、地主佃戸關係では把え切れない自作農部分、あるいは中小地主まで自己の支配下に組み入れる、郷紳支配體制の設定であり、郷紳支配が國家的に「止揚」されたものとしての、清朝封建國家論の措定であつたと考えられる。しかしながら、氏の清朝封建國家論の分析に關してみると、その封建國家としての性格は、「第二期」に既に到達した。地丁銀體制—個人身支配放棄—地主の佃戸支配の承認、という見地以上に進んではいないように思われる。確かに、明末に至る郷紳支配形成過程の研究では、自作農・中小地主部分まで組み込んだ、郷紳支配體制の總合的檢證がなされる。ここでは、優免特權を利用した、中小土地所有者層への私的支配の擴大、私的な經濟外的強制の裝置としての僮僕などをたのみ、政治權力分與をも利用した、裁判權・徵稅權等の私的行使にみられる封建化の志向が指摘された。

しかし氏によると、このような郷紳支配は地丁銀制の成立によって國家權力に「止揚」され、「國家權力への吸収・昇華」とをげてしまう。そこでは、明末の郷紳が國家と對立をはらみつつめざしていた、中小地主・自作農支配は、個別地主佃戸支配の中へ収束してしまうかの如くである。その意味では、「第二期」から「第三期」への最大のポイントであったと考えられる、多様な經濟關係の統一の把握（自作農支配視點）は、充分生かされ切っていない。

この問題點は、氏の國家權力分割理論にも影響を與える。氏の地主佃戸關係發展の理解は、第一章第二節「清初における湖南の地主制について」で、端的に示されている。多くの明清研究者と同じく、氏も、明末清初以前の地主制においては、佃戸の地主に對する隷屬性は、清代以上に強固であったとみなされる。「隷屬性が極端に強く」「名は佃戸と雖も、僕隸と異なるなし」という佃戸から、「頑佃」と稱される佃戸への發展が、地主制發展の基調であったと理解されている。従って、もし氏の自作農・中小地主支配視點が導入されないならば、地主は國家權力の「承認」を経るまでもなく、宋代から明代まで、佃戸に對する私的支配を、より強い形で確保していたはずである。清代に至って郷紳が國家權力を自らのものとしつつも、佃戸の自立性の高さと、地主の郷村支配からの遊離のために、集權的權力を分割し盡すことができなかつたとするなら、地主―佃戸視點より見る限り、清代よりも明以前の方が、より權力は分割されやすく、地主政權としての外貌を備えやすかつたはずであつた。

だが、氏が明末において提起されたような、郷紳地主による、中

小地主や自作農部分をも包み込んだ、私的封建的支配への志向の存在したことは、歴史的な事實であろう。又、それは清代に至つても、單に地丁銀制として國家權力の中に組み込まれるだけではない、それがあくまで「事實上の」關係にとどまつたとは言え、「包攬」等の形をとつて（西村元照氏、七五年度東洋史研究會大會發表「明清時代の包攬について」、存續ないし發展をうけたことも豫想される。それは引き續き、多くの人々の實證によつて明らかにされるであろう。氏によつて提起された郷紳支配（單なる郷紳的土地所有でない）の問題を、單に國家による優免特權の問題等に限定することなく、形成の經濟的契機にまで溯つて究明し、歴史的な位置づけを與えることが必要であろう。そのための前提として、重田氏の郷紳支配論に即して、一・二の點を再検討したい。

第一は、郷紳支配形成の基本矛盾のあり方の問題である。重田氏に於ては、郷紳支配形成の經濟的動機・エネルギーは、主として國家に歸せしめられていようと思われる。確かに一方で、「大土地所有形成の基本的なエネルギーを國家にのみ歸せしめることにはできない」（一八三頁）とされる。しかし國家の農民支配の壓力によつて生ずる没落農民形成を、「農民層の分解の主要な契機」とし、「農民が過重な徭役によつて没落し、あるいはそれを逃れて富家に身を投じ佃戸となる、あるいは債務によつてその奴隸となる、というのはこの時代に枚擧にいとまのない事例を有する基本的な農民層分解の形式」とされ、それ故にこそ、「いわゆる郷紳的土地所有とされるものも、まさにそのような國家―農民間の矛盾を前提としてがゆえに、郷紳のもつ特權―徭役の優免が意味をもち、それによつて農民を影庇しつつ展開した現象」（一八二頁）と規定される。し

かし、國家の農民收奪によって農民層分解を規定し、それによって郷紳的土地所有の形成を説明する方法は、常に非歴史的との批判を受けることをまぬがれ難い。國家の小農民壓迫とそれによる自作農の没落、官僚身分保有者による土地集積自體、特に明末に至って始つたことではない。「中國前近代史を同一趣向の構圖のたえざる再生産」から解放せんとされた氏の意圖に照して不十分なものとならう。

それでは、郷紳支配形成の基本的契機は、一體どこに見出すべきであろうか。それは、資本主義萌芽研究以來明らかにされてきた、明代に至って畫期的な發展をとげる商品生産、商業的農業の展開と大きな關連を持つであろう。商業的農業の發展という契機は、勿論重田氏の論理の中にも組み入れられてはいる。しかしながら、「第三期」の研究段階に至っても、それはおおむね以下の二點に限定されているように思われる。一つは、前期的商業高利貸資本と地主制の壓迫のもとで、佃戸の手には剩餘實現の條件は存在しなかつたといへ、生産物の商品化を通じて、佃戸は地主に對する直接的隸屬から解放され得たという主張。もう一つは、商業的機能の増大によって、地主の在地性がなくなつたという主張であろう。しかし、明末清初の商品生産發展を評價するためには、この見解では、當面二つの點で不充分であろう。一つは、重田氏が「第二期」から「第三期」へと進む中で前進させられた、「中國「封建制」理解のためには、自作農部分まで視野に入れることが必要だ、という視點からしても、商品生産を「佃戸の自立化」の面だけで把えるのは、極めて一面的ではないかということである。もう一つは、商品生産の小經營に及ぼす影響そのものの基本的認識にかかわる。前期的資本の

もとは小經營は剩餘を實現し得ない、あるいは剩餘は實現し得ないが自立再生産が可能になる、といった理論が廣くおこなわれているが、これは理論的にも實證的にも、解明し盡されているわけではない。明末清初における地主制の擴大の基礎は、いづれにせよ、商業的農業の廣範な展開にもとづく剩餘の確保のされ方の分析をまっで、明らかにされるであろう。

郷紳支配形成の契機の評價は、以上のような視角からなされるべきであると考えるが、第二の検討されるべき點は、形成された郷紳支配の歴史段階としての評價の問題である。氏はこれを中國における封建制の成立とみなされ、この前提には、郷紳支配の體制的確立によって克服された「個別人身支配」を古代的・奴隸制的なものとなす氏の見解がある。つまり、「現在までの研究史の水準にしたがえば、中國における古代國家の奴隸制的性格は、いわゆる身分としての奴隸の存在を指標とするのではなく、國家の人民支配の原則の中にこそ示される」（一〇四～五頁）。個別人身支配論そのものに對する批判も最近なされているが、國家・農民間を奴隸制と見なすべき歴史段階が存在したとしても、逆に「個別人身的支配」が國家の奴隸制的性格を示すとは、少なくとも言えないはずである。國家が直接小經營を把握しても、それは農奴制であり得る（鳥居一康氏『國家的奴隸制』『國家的農奴制』概念の中國前近代史への適用をめぐって『日本史研究』二六三號参照）。思うに氏は封建制と農奴制を同一のものともみなされているようであるが、やはり兩者は別のものであろう。先に検討したような小經營發展の再評價をおこなうなら、明末清初以後の郷紳支配は、むしろ農奴制の解體過程における一現象として評價されるかもしれない。

以上、本書第三章に收められた重田氏の郷紳支配論を中心に、若干の検討を試みた。それは、第三章部分が重田氏の研究の總括的位置にあるだろうという判断に基いている。だが、本書の他の部分も極めて興味深い分析と、鋭い指摘に富んでいる。とりわけ「第一期」と呼んだ時期の著作には、私にとって興味深い點が多かった。それらが「第三期」の氏の問題視點で再整理されたら、理論の體系は、より豊かなものになったであろう。志半ばにして病魔に倒れた氏の心中を察して餘りある。

第一章第一節の湖南米市場の分析では、地主制を前提として議論が立てられている。地主市場という性格規定もそこから生まれた。しかし同節は、全国的な米穀需要によって、早期的に主穀の商品化にまき込まれていく小經營の姿を示していると考えられ、「第三期」の自作農視點を導入すれば、國家と小經營の關係を理解する上で極めて有効であったと考えられる。又、商業的機能を營む富民の存在

形態とその發生基盤は、郷紳支配形成を考える上で役立つであろう。

更に、第一章第三節「清律における雇工と佃戸」では、佃戸・雇工の法的地位の上昇として一般に評價されている現象が、單なる既存の佃戸・雇工の上昇としてだけではなく、主僕の分の存在しよのない佃戸や雇工の新たな生成という面からも評價されるべきであると主張される。清代における佃戸や雇工の發生過程——従ってそれは郷紳支配の形成過程でもあろう——を考える上で、興味深い指摘であろう。

以上、無知をかえりみず勝手な議論を積み重ねた。もはや氏の叱正のいただけない現在、その論文の恣意的な理解を行なったであろうことを恐れる。

最後に、氏の冥福を祈りつつ、筆をおきたい。

(足立啓二)